

### 3 働き方編

「妻の年齢」「夫の年収」で答えは全然違う

103万? 106万? 130万? いや150万?  
 どの「壁」が問題なのか

妻の収入は家計の支えとなる一方、「〇万円の壁」と称される複雑な制度を理解しておかないと、「働き損」に陥るリスクがある。

今年から「配偶者控除」の制度が大きく変わった。これまで問題となっていたのは、「103万円の壁」だった。妻の年収が103万円以下だと、夫の所得から最大38万円が控除された。例えば、夫の年収が600万円の場合、妻の年収が103万円以下だと所得税・住民税を合わせて約7万1000円税負担が軽くな

っていたため、多くの妻は年収103万円を超えないよう仕事量を調整してきた。この「103万円の壁」

が、今年から「150万円の壁」に引き上げられた夫の収入が1220万円以下の場合、収入がこの額を超える控除額は段階的に縮小され、年収201万円を超えると受けられなくなる。しかし、これで「妻は『壁』を気にせず150万円まで働ける」と理解するのは間違いだ。気にすべき「壁」が他にもあるのだ。

①妻の収入は「少しあ  
 ればいい夫婦の場合」

都内在住のA氏(50)は



「働き損」に気をつけて

ほど気にする必要はありません。注意が必要となるのは、その先の「社会保険の壁」だ。妻の年収が一定額を超えると夫の扶養家族を外れ、夫の会社の社会保険(厚生年金、健康保険、介護保険)に加入できなくなる。すると、妻は勤め先の社会保険に加入して、自ら保険料を納めることになる。妻が夫の扶養から外れる際の条件は、勤め先の規模などでも異なる。

従業員501人以上の会社の場合、「106万円の壁」がある。年収106万円(かつ勤務時間が週20時間)以上働くと、社会保険料が給料から天引きされて手取りが減る。

「大手スーパーで働くパートの多くがこの条件に当てはまります。実際に妻の年収が106万円になると、保険料を抜いた手取り額は約90万円。夫の扶養から外れない年収105万円の妻より約14万円も手取りが減ります」(同前)

# 注意したい妻の「〇万円の壁」一覧表



201万円の壁

150万円の壁

130万円の壁

106万円の壁

103万円の壁

100万円の壁

夫は控除を受けられなくなる

## 夫の配偶者控除が削られて損するリスク

→妻が年収150万円超で働くこと、夫の控除額が段階的に減らされるため、妻の年収が増えても、夫の税負担が増えて一部が相殺される。

## 妻が中小企業で働く人は損するリスク

(妻の勤務先が社員500人以下の場合)  
→妻が年収130万円以上で働くこと、妻は勤め先の社会保険などに加入しなくてはならなくなり、保険料支払いで手取り額が減る。  
→損しないためには年収156万円以上稼ぐ必要がある。

## 妻が大手企業で働く人は損するリスク

(妻の勤務先が社員501人以上の場合)  
→妻が月収8万8000円(年収換算で106万円)以上で働くこと、妻は勤め先の社会保険に加入しなくてはならなくなり、保険料支払いで手取り額が減る。  
→損しないためには年収125万円を手取り額は年収106万円未満を上回る。

妻の年収に所得税がかかる

妻の年収に住民税がかかる

\*夫の年収が1220万円以下の場合。

妻の勤め先が従業員500人以下であれば、これが「130万円の壁」になる。妻の年収が130万円以上だと国民健康保険、国民年金などに加入する必要があるのだ。

このケースでは年収が増え、保険料も増額となり手取りへの影響が大きい。

「妻の年収が129万円の場、税金を引いた手取りは約124万円ですが、年収130万円だと社会保険料が引かれて手取りは約100万円まで減りつしまう」(同前)

「妻の働き方」を決める際には、こうした「働き損」を考慮する必要がある。

『週刊ポスト』

次号

(2月16・23日号)は2月5日(月)発売です

一部地域で発売日  
が異なります

## 「損益分岐点」を知ろう

②妻の収入を「頼りにする」夫婦の場合

「A氏のように家計を少し楽にする程度の収入を求めている場合、できるだけ「社

会保険の壁」を超えずに働くことが有力な選択肢となる」(同前)

「壁」を超えないほうが手取りが多かった、という状態に陥ってしまう」(同前)

「130万円の壁」がある従業員500人以下の会社に勤める場合の損益分岐点は、年収156万円。すなわち、年収130万円以上156万円未満が「働き損」になる。B氏のような場合、「どく」この手取り回復の分岐点を意識したほうがよいでしょう」(同前)。

一方で、冒頭に記したように、妻の年収が「150万円の壁」を超えること配偶者控除が縮小されるが、妻が年収156万円以上ならば、妻の手取り増のほうが大きく、夫婦の収入はプラスになる」(同前)のだ。

③妻が長くパートで稼ぎ続けようとする夫婦の場合

妻の社会保険料負担をテ

「例えば、年収約160万円の妻が厚生年金保険料を10年間払い続けること総額は147万円になる。手取りが減って「損」と思うかもしれません。

しかし、保険料を10年間払い続けること65歳以降の年金は8万8000円(年額)となり、82歳より長生きすると、納めた保険料より多く受け取ることができるといえる。

妻が50代前半であれば、厚生年金に入ることによる「年金上乗せ」効果は、決して小さくない」(社会保険労務士・北村庄吾氏)

注意したいのは厚生年金への加入条件だ。

「従業員500人以下の企業が年収が130万円を超えても、勤務時間が一般社員の4分の3未満などの場合は厚生年金に加入できないことがある。気になる場合は、企業に問い合わせよう」(同前)

妻の「賢い働き方」で、定年後はより豊かになる。